

# 機密情報及び個人情報の取扱いに関する覚書

(以下「甲」という)と、ストレージサービス株式会社(以下「乙」という)は、甲乙間との全ての業務において、甲より業務上発生する機密情報と個人情報(以下「機密情報」という)の取扱いに関し、以下の通り覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

## 第1条(目的)

本覚書は、甲より発生する機密情報の適切な保護を目的とする。

## 第2条(定義)

本覚書における機密情報とは、有形無形を問わず、甲乙間の全ての取引に関連して甲から乙へ提供された全ての情報を意味する。また、機密情報には、改正された「個人情報の保護に関する法律」で定めるところの個人情報も含むものとする。

## 第3条(法令順守)

乙は、機密情報の重要性を認識し、法令及び各省庁より告示されるガイドラインなどを遵守しなければならない。

## 第4条(機密保持)

乙は、機密情報について、善良なる管理者の注意をもってその機密を厳に保持しなければならない。

## 第5条(目的外利用の禁止)

乙は、機密情報について、業務遂行のためにのみ使用し、それ以外に使用してはならない。

## 第6条(安全管理措置)

乙は、機密情報の漏洩を防ぐために、必要かつ適切な、あらゆる合理的な安全管理体制を構築、運用しなければならない。また、機密情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に制限しなければならない。

## 第7条(再委託)

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、業務の全部または一部を第三者に再委託できない。

## 第8条(従業員教育)

乙は、自らの従業員に対して、機密情報の取扱いについての教育を徹底しなければならない。

## 第9条(事故時の報告連絡)

乙は、機密情報が漏洩したおそれが生じたときは、直ちに甲に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。

## 第10条(損害賠償)

甲は、乙の責めに帰すべき事由により機密情報の漏洩による損害を被った場合には、甲は乙に対してその損害を請求することができるものとする。

## 第11条(有効期間)

本覚書の有効期間は、業務の終了にかかわらず効力を有する。

## 第12条(誠実協議)

本覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

## 第13条(合意管轄)

本覚書に関し、裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、甲乙署名又は記名・捺印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

20 年 月 日

(甲)

(乙) 大阪市西区南堀江4丁目21番14号  
ストレージサービス株式会社  
代表取締役 安藤 正樹